



2025年12月19日

各 位

会社名 株式会社学研ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 宮原 博昭  
(コード 9470 東証プライム市場)  
問合せ先 法務室長 小堀 尚昭  
(電話 03-6431-1066)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年1月19日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 83,033株
(3) 処分価額	1株につき金 1,142 円
(4) 処分価額の総額	94,823,686円
(5) 割当予定先	取締役 5名 (※) 66,328株 執行役員10名 16,705株 ※ 社外取締役を除きます。

#### 2. 処分の目的および理由

当社は、2019年12月20日開催の第74回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的に、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することにつき、株主の皆さまにご承認をいただきました。

その上で、当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本日開催の第80回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、従来の譲渡制限付株式報酬制度と同様の目的で、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下同じ。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本取締役報酬制度」といいます。）を導入することとし、①当社の取締役に対する金銭報酬の範囲内で、本取締役報酬制度に基づく譲渡制限付株式の付与のための報酬として、取締役に対して1事業年度あたり1億円以内の金銭報酬債権を支給すること、②本取締役報酬制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役に対して1事業年度あたり20万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合

が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、各取締役への具体的な配分その他の譲渡制限付株式の内容については、本株主総会で株主の皆様にご承認いただいた範囲で、取締役会において決定すること等につき、株主の皆さまにご承認をいただいております。

また、当社は、中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員に対しても、本取締役報酬制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度（本取締役報酬制度と併せて、以下「本制度」と総称します。）を導入しております。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 5 名および執行役員 10 名（以下「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 94,823,686 円と引換えに当社の普通株式 83,033 株を処分することを決議いたしました。本自己株式処分により処分される株式数の、発行済株式総数（2025 年 9 月 30 日時点）に占める割合は 0.18% とその希薄化率は軽微であり、本制度の目的等に照らして合理的であると考えております。

#### ＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象役員は、2026 年 1 月 19 日（払込期日）から当社の取締役または執行役員のいずれも退任する日までの間、当該契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （2）譲渡制限の解除条件

対象役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して当社の取締役または執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役または執行役員のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

##### （3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

## （5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約や当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果、1 を超える場合には 1 とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

## 3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年12月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,142円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上